

米国の沖合漁場の資源管理 その5

主任研究員 田口さつき

1 漁獲規制の強化と運用での問題

米国沖合の資源管理の根拠法であるMagnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act(以下「MS法」)により、排他的経済水域の水産資源を主管するのは商務省^(注1)とされているが、具体的な資源管理の方法を議論する場は各水域の水産資源管理委員会(以下「資源委員会」)である。同法は、漁獲規制を強める方向で改正がなされてきた。

まず、1996年には、過剰漁獲された魚種・魚群について資源委員会は水産資源回復計画(以下「回復計画」)を策定することとなった。さらにその回復計画は10年以内に回復させることを目指したものにすることが定められた。

次に06年には、資源委員会内に科学統計部会を設置することとなった。また、管理対象の魚種・魚群について年間の漁獲量に上限(年間漁獲制限(annual catch limit))を設けることとなり、その設定において資源委員会は科学統計部会の勧告した水準を超えないこととされた。これにより、同部会の推奨する厳しい漁獲量の制限を同委員会は採択せざるを得ない状況も起っている(Marino, Joseph IV(2017))。また、一律で硬直的な資源管理の在り方への疑問の声があがった。

2 国家基準の指針の見直し

ところで、資源委員会は資源管理の方法を定める際にMS法の国家基準を考慮しなくてはならない。この国家基準の解釈や運用に関し、指針が定められている。

商務省海洋資源局は12年に国家基準の指針

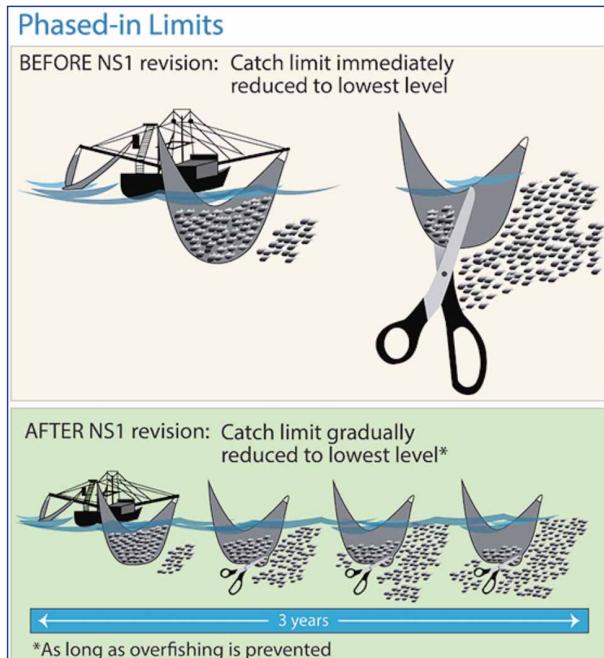
の見直しを行うために広く意見を募った。議論を開始してから4年後の16年に国家基準の指針が改訂された。このときに2つの漁獲量調節方法(段階的削減と繰越し)が同指針に追加された。

3 緩やかな漁獲量の削減へ

段階的削減(第1図)とは、漁獲量の上限をいきなり削減するのではなく、緩やかに削減していく方法である。これは、新たな科学的情報により大幅な漁獲制限が必要で、それが漁業・遊漁などの産業に短期的な悪影響を及ぼす可能性がある場合に認められる漁獲量調節方法である。

漁獲水準を安定化させるため、資源委員会

第1図 段階的削減を示すイラスト



資料 米国商務省海洋大気庁海洋資源局
<https://www.fisheries.noaa.gov/national/laws-and-policies/2016-revisions-national-standard-1-guidelines>
 (注) 上図が16年の「国家基準1」の指針(NS1 guidelines)改訂前、下図が改訂後を示す。

は過剰漁獲を防いでいる限り、3年を超えない期間で段階的に漁獲量を減らす方法を選ぶことができるようになった。このような段階的削減があることで、漁業・遊漁などの産業も計画的に事業を進めることができるものとされる。同時に「過剰漁獲された」魚種・魚群についても段階的な漁獲量の調節が適切かどうかを見極めるべきとされた。^(注2)

4 取り残し分を翌年へ

繰越しは、実際の漁獲量が年間漁獲制限を下回った場合に、その漁獲していない分の漁獲量を翌年の生物学的許容漁獲量に反映して増加させることを認めるものである(第2図)。^(注3) 年間漁獲制限は、生物学的許容漁獲量に基づいて設定されているため、繰越しにより翌年の年間漁獲制限が引き上げられる可能性が高

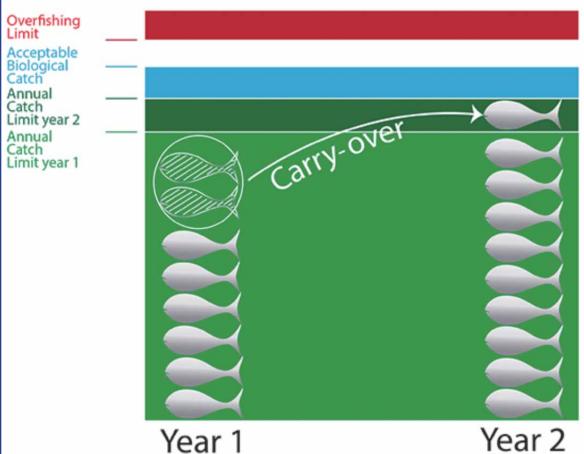
(注1) MS法は、基線から3海里から200海里の水域(後に排他的経済水域(EEZ))を連邦政府の管轄と定め、この水域の水産資源を商務省が統制することとしている。基線から3海里までは、沿岸の州政府が管轄する。

(注2) 「過剰漁獲された」とは、個体の規模が小さ過ぎ、最大持続生産量を生み出す可能性が危機にある状態をいう。「国家基準1の指針」(NS1 guidelines)で最大持続生産量は「現状の生態及び環境条件、漁獲技術、船舶間の漁獲量の分布のもと、魚種・魚群から得ることができる最大の長期平均漁獲量」と定義されている。

(注3) 年間の漁獲量の上限は、資源委員会が過剰漁獲規制値(overfishing limit)を定め、生物学的許容漁獲量(acceptable biological catch)を勧告し、年間漁獲制限を特定し、年間漁獲量目標(annual catch targets)を設定するという過程を経て確定する。過剰漁獲規制値はこの漁獲量を超えると、過剰漁獲となる漁獲量であり、最大持続生産量に対応するものとされている。最大持続生産量が推定できない場合は、過剰漁獲規制値は定めなくてもいい。生物学的許容漁獲量は、対象とする魚種・魚群に関する情報や最大持続生産量が不確かであるため、過剰漁獲規制値より少なく設定される。年間漁獲制限は、生物学的許容漁獲量を超えてはならないが、しばしば等しく設定される。年間漁獲量目標は、実際の操業で年間漁獲制限を上回ることがないよう、年間漁獲制限より少なく設定される。

第2図 漁獲量の未達部分の翌年への繰越しを示すイラスト

Carry-over Approach 1



資料 第1図と同じ

まる。ただし、引き上げられるといつても年間漁獲制限は過剰漁獲規制値を超えることはできない。^(注3)

この調整方法は、漁業者に対し、割り当てられた漁獲枠ぎりぎりまで採捕をしなくてはならないという心理的圧力を軽減するために設計され、危険な状況や市況が芳しくない状況で無理に採捕することや、制限いっぱいまで努力した結果、年間漁獲制限を上回ってしまう事態を防ぐものである。

これら2つの漁獲量調節方法は、実際に各資源委員会に採用されている。現在、どのような場合に適用されるべきかを検証する段階となっている。

<参考文献>

- Marino, Joseph IV (2017) "Keeping More than One Fish in the Sea: Why the Magnuson-Stevens Act Should Be Reauthorized," University of Massachusetts Law Review: Vol. 12 : Iss. 1, Article 5. <https://scholarship.law.umassd.edu/umlr/vol12/iss1/5/> (2020年12月1日最終アクセス)
- National Marine Fisheries Service "Frequent Questions: National Standard 1 Final Rule". <https://www.fisheries.noaa.gov/sustainable-seafood/frequent-questions-national-standard-1-final-rule> (2020年12月1日最終アクセス)

(たぐち さつき)